委　託　契　約　書（案）

委託業務の名称　　学生寮給食業務委託
委託業務の場所　　福島県立テクノアカデミー郡山学生寮（郡山市上野山５番地）
委 託 料 の 額　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
　　月額　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
委　託　期　間　　令和３年４月１日 ～ 令和４年３月３１日
契 約 保 証 金

上記委託契約について、委託者　福島県（以下「甲」という。）及び、受託者（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）
第１条　乙は、別紙「給食業務委託仕様書」により、甲が指定する場所（以下「厨房」という。）において、寄宿舎の給食に関する次の業務（以下「給食業務」という。）を善良な管理者の注意をもって行うものとする。
一　給食（朝・昼・夕３食）に供する主食及び副主食の調理並びに配膳等に関すること。
二　主食及び副主食等の賄材料購入、保管に関すること。
三　厨房及び食事室の清掃、整頓に関すること。
（厨房施設等の貸与及び管理責任等）
第２条　甲は、乙が給食業務を行うのに必要な施設並びに設備、器具及び什器備品等（以下「給食施設等」という。）を無償で貸与するものとする。
２　乙は、甲が貸与した給食施設等を大切に使用するとともに、常に整理整頓し、諸経費の節減及び火災・盗難の防止に努めなければならない。
３　乙が故意又は重大な過失により給食施設等を滅失又は破損させたときは、乙は、その責めに応じ実費を弁償しなければならない。
（経費等の負担区分）
第３条　給食業務の実施に伴う経費等の負担区分は、次のとおりとする。
一　甲は、次の経費を負担する。
　イ　給食施設等に係る光熱水費、維持補修及び補完等に要する経費。
　ロ　その他甲が必要と認めた経費。
二　乙は、次の経費を負担する。
　イ　主食等賄材料購入費及びこれに関連する経費。
　ロ　従業員の人件費及びこれに付帯する労務諸費。
　ハ　従業員に係る福利厚生安全衛生費。
　二　事務用品、官公庁等手続費用を含む一般管理諸経費。
三　上記以外の経費等については、寄宿生等利用者の負担とし別途協議するものとする。
（業務実施上の指示・検査）
第４条　甲は、乙に対し給食業務の実施に必要な事項を指示することができる。
２　乙は、給食業務の実施に関し甲の指示を必要とすることが生じた場合には、甲の指示を受けなければならない。
３　甲は、必要の都度、乙の業務状態を検査することができる。この場合乙は、検査を拒んではならない。
（業務報告等）
第５条　乙は、当該週の献立表を前週末までに甲に提出するものとする。
２　乙は、その日の給食業務終了の都度、別に定める「給食日誌」に所要の事項を記載し、毎週末までに甲に提出しなければならない。
３　乙は、給食業務の実施にあたって帳簿等を記帳管理するものとする。

（委託料の支払）
第６条　乙は、前月分の業務について甲による履行確認の結果、適正に執行されていると認められた時は、毎月１０日までに前月分の委託料を甲に請求するものとする。
２　甲は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払うものとする。
（給食業務の確保）
第７条　乙は、給食業務の円滑な運営を確保するため、給食業務に必要な従事者を定め甲に報告するとともに、業務遂行に万全を期さなければならない。
２　乙は、先に提出した業務企画書の内容について、適正な履行に努めるものとする。
（衛生基準の保持等）
第８条　乙は、給食業務が衛生上常に万全であることを期するとともに、寄宿生に対し適切な献立となるよう努めなければならない。
（安全衛生）
第９条　乙は、給食業務従事者の安全衛生について、乙の責任において管理を行わなければならない。
２　給食業務従事者の健康診断のうち検便については、検査結果をその都度甲に報告するものとする。
（甲の解除権）
第１０条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙が契約を履行しないとき。
二　乙が契約解除を申し出たとき。
三　乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
四　乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。
五　乙が次のいずれかに該当するとき　。
イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
六　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の１０分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年２．６％の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（損害賠償）

第１２条　乙は、重大な過失により食中毒又は法定伝染病が発生した場合には、賠償の責に応じなければならない。

２　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、甲、乙協議のうえ、相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（無断改廃等の禁止）

第１３条　乙は、甲の承認がなければ給食施設等を改廃することができない。

２　乙は、いかなる理由を問わず給食施設等を第三者に使用させ又は貸与してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１４条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第１５条　甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかにに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為　が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正　取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第６１条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなけ

ればならない。

（給食施設等の返還）

第１６条　乙は、契約期間が満了したとき又は契約満了前において契約が解除となったときは、給食施設等を速やかに甲に返還しなければならない。

（変更の届け出）

第１７条　乙は、称号又は名称或いは代表者を変更したときは、登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

（守秘義務）

第１８条　乙は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第１９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第２０条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所　福島県郡山市上野山５番地

氏　名　福島県
福島県立テクノアカデミー郡山
校　長

乙　住　所

氏　名

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

３　乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例（平成６年福島県条例第７１号）第２条第６号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいい、死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第１９条各号（第７号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成２６年１２月１８日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じる

とともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

３　乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

４　乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第６により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告）

第９　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

２　この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成２７年特定個人情報保護委員会告示第２号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

３　前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成２７年特定個人情報保護委員会告示第１号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

（調査等）

第10　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2　甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に関係する第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（損害賠償）

第13　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙

給食業務委託仕様書

本仕様書は、福島県立テクノアカデミー郡山学生寮給食委託業務に適用する。

1　業務内容等

(1) 給食（朝、昼、夕の３食）に供する主食及び副食物の調理並びに配膳等

朝昼夕食のメニューは、春夏秋冬別に食事に変化を持たせるなど調理方法を工夫すること。

昼食のメニューは、ランチ、麺類、丼物等複数用意すること。

特定の食材への偏りは行わないなど、栄養管理に留意すること。

適温配膳に努めること。

(2) 主食並びに副食物の食材料の購入、保管

新鮮な食材を使用できるよう材料を購入し、適正な在庫管理・保管を行うこと。

食材料等購入の検収記録を作成し、保管すること。

(3) 調理室並びに食事室の衛生管理等

調理室、食事室の清掃（洗浄、滅菌処理含む）、整頓を適正に行うこと。

従業員の衛生教育及び健康管理を適正に行うこと。

食物残飯等の処理について適正に行うこと。

(4) 帳簿等の管理

郡山市特定給食施設等指導実施要綱第７条に基づく帳簿等の記帳管理を行うこと。

(5) 給食調理数

原則として、令和３年度学生寮入寮生の人数分とする。

なお、現在の予定人数は１７名であるが、増減することもあり、上限としては４８名とする。

また、昼食分については、入寮生の人数分に４０食相当分を上限として追加することができるものとするが、追加等の取扱については、受委託間で別途協議する。

2　給食実施日等

(1) 給食実施日

別紙「令和３年度学生寮食事予定表」に基づき、原則として、月曜日（朝食）から金曜日（昼食）までとする。

また、テクノアカデミー郡山校長が特に指示する日（時間）とする。

(2) 給食休業日

ア　土曜日及び日曜日

イ　休日（国民の祝日に関する法律の規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日）

ウ　学生の休校日（夏期休業、冬期休業、春期休業及び別途指示する日）

エ　校長が特に指示する日（甚だしく利用者が少なくなる場合等）

(3) 給食時刻

ア　朝食　午前７時３０分～午前８時
イ　昼食　午後０時００分～午後１時１５分
ウ　夕食　午後５時３０分～午後６時３０分

3　食材費単価

食材費は、原則として朝食３５０円、昼食３００円、夕食５００円（いずれも税込とする。）

なお、食材費単価には主食、副食、調味料等全てを含むものとする。

また、食材費については業務委託費とは別に寄宿生等利用者の負担とするので、その支払等については受委託者間で別途協議する。

4　本校が貸与する厨房施設等給食施設

名称	数量	名称		名称	
電気設備	一式	ガスフライヤー	１個	冷凍冷蔵庫	１台
ガス設備	一式	万能焼物器	１個	食材保存用冷凍庫	１台
給排水衛生設備	一式	ガス自動炊飯器	１個	三槽シンク	１台
換気設備	一式	洗米器	１台	二槽シンク	１台
休憩室	一室	水切台	２台	一槽シンク	１台
パンラック	１個	移動調理台	１台	万能調理器	１台
食器消毒保管庫	２個	調理台	２台	エレクターシェルフ	１台
配米シンク	１台	盛付台	２台	キャビネット	１個
ガス回転釜	２個	ダストテーブル	１台	内線電話機	１個
ガスレンジ	１個			食器類	一式

令和3年度

学生寮食事予定表(案)

テクノアカデミー郡山

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	
4	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
	朝							入学式	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	昭和の日	休校		15	7日 入学式
	昼			土	日				○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○				15	
	夕								○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○					11	
5	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	朝			憲法記念日	みどりの日	こどもの日					○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	18	
	昼	土	日				○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	18	
	夕						○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	14	
6	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
	朝	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○		22	
	昼	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	土	○	○	○		22	
	夕	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○		18	
7	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	朝	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	海の日	スポーツの日			夏休開始						15	26日 夏期休業開始
	昼	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○			土	日						土	15	
	夕	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○												11	
8	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	朝																夏休終了	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	11	16日 夏期休業終了
	昼	日						土	日						土	日		○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	11	
	夕																	○	○	○				○	○	○	○				○	○	9	
9	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
	朝	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			敬老の日	○	○	秋分の日	振替休校			○	○	○	○		19	24日 振替休校
	昼	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日		○	○			土	日	○	○	○	○		19	
	夕	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○					○						○	○	○	○		15	
10	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	朝	○			○	○	○	○	推薦入試			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			20	8日 推薦入試
	昼	○	土	日	○	○	○	○		土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	20	
	夕				○	○	○					○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				15	
11	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
	朝	○	○	文化の日	休校	一般入試			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			振替休校	勤感休日	○	○	○			○	○		17	4日 休校
	昼	○	○				土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日			○	○	○	土	日	○	○		17	5日 一般入試
	夕	○							○	○	○	○				○	○	○	○						○	○				○	○		13	22日 振替休校
12	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	朝	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	冬休開始								17	24日 冬期休業開始
	昼	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○		土	日						17	
	夕	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○										13	
1	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	朝							冬休終了			成人の日	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	15	7日 冬期休業終了
	昼	土	日						土	日		○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	15	
	夕											○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	12	
2	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
	朝	○	○	○	○			○	○	○	○	建国記念日			○	○	○	○	○			○	○	天皇誕生日	○	○			○				18	
	昼	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○		土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○		○		土	日	○				18	
	夕	○	○	○				○	○	○					○	○	○	○				○	○		○				○				14	
3	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	土	日	火	水	木		
	朝	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○					春分の日											12	16日 卒業式
	昼	○	○	○	○	土	日	○	○	○	○	○	土	日	○	○	卒業式			土	日						土	日					11	(16日朝のみ食事有)
	夕	○	○	○				○	○	○	○				○	○																	9	
計	※寮生人数約17名(予定)																																199 198 154	16.5日/月 16.5 12.8